

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 2. 入院基本料について

### 1) 3階病棟（地域包括ケア病棟）

1日に入院患者 13人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。

なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

実際の看護配置につきましては、病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

### 2) 4階病棟（療養病棟）

1日に入院患者 20人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。

なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

実際の看護配置につきましては、病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

## 3.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意志決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

## 4.明細書発行体制について

医療の透明性や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 5.当院は九州厚生局長に下記の届出をおこなっております。

### 1) 入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時適温で提供しております。

### 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

別紙をご参照ください。

### 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

別紙をご参照ください。

## 6.保険外負担に関する事項

### 1) 特別療養環境の提供

特別療養環境室一覧をご参照ください。

### 2) 診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

保険外負担に係る一覧をご参照ください。

### 3) 入院期間が180日を超える場合の費用

同じ症状による通算のご入院が180日を超えた場合、1日につきに入院基本点数の15%に消費税10%を加算した額を特定療養費として徴収させていただきます。

一般病棟 ご負担額 1日につき 1,010円(税込)

## 7.後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

## 8.その他

・当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。また、当院では、「患者相談窓口」を設置していますので、お気軽にご相談ください。

患者相談窓口では、診療内容に関すること・医療費に関すること・職員の接遇に関するここと・退院のこと・医療安全の相談等、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いを致します。

・当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

・当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

・当院は、敷地内禁煙です。

・当院では患者さんの状態に応じ、28日以上の長期処方を行うこと及びリフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

・当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。又、在宅医療においても居宅同意型のオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い訪問医療を提供できるよう取り組んでおります。

オンライン資格確認等によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報）を医師が診察室等又訪問先等で確認できる体制を整備し、診療に活用しております。